

公益社団法人 日本放射線腫瘍学会  
役員報酬等支給規程

(総則)

第1条 公益社団法人日本放射線腫瘍学会（以下「本社团」という。）定款第18条、第25条に定める役員報酬に関する支給条件を明確にするため、本規程を制定する。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、給与、謝金等の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益並びに退職手当をいい、その名称の如何を問わない。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、前号に規定する報酬等を含まない。

(報酬等の支給)

第3条 本社团は役員に対して報酬等を支給しない。

(費用の支給)

第3条 本社团は、役員に対して次の各号の定めに従い費用を支給することができる。

(1) 理事会、各種の研究会、法人運営上の打合せなどのために費用が発生する場合の当該費用を役員に支給する。

(2) 役員の職務遂行に当たって発生する費用については遅滞なく支給することとする。また、前払いを要するものは当社团が役員に対して前もって支払うことができる。

(改正)

第4条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。